

議案第 8 5 号 鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市立体育館電灯使用料に係る別表第 1（第 6 条関係）について、以下のように修正することを提案する。

修正案					改 正				
別表第 1（第 6 条関係） 略					別表第 1（第 6 条関係） 略				
備考 1～6 略 7 電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1 時間に満たない時間は、これを 1 時間とみなして計算するものとする。					備考 1～6 略 7 電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1 時間に満たない時間は、これを 1 時間とみなして計算するものとする。				
区分		1 時間当たりの額			区分		1 時間当たりの額		
		競技場の使用面積がその床面積の 2 分の 1 を超える場合	競技場の使用面積がその床面積の 3 分の 1 を超え 2 分の 1 以下である場合	競技場の使用面積がその床面積の 3 分の 1 以下である場合			競技場の使用面積がその床面積の 2 分の 1 を超える場合	競技場の使用面積がその床面積の 3 分の 1 を超え 2 分の 1 以下である場合	競技場の使用面積がその床面積の 3 分の 1 以下である場合
正体育館	全点灯	4,000 円	2,000 円	1,330 円	正体育館	全点灯	4,000 円	2,000 円	1,330 円
	半点灯	2,000 円	1,000 円	660 円		半点灯	2,000 円	1,000 円	660 円
	<u>4 分の 1 点灯</u>	<u>1,000 円</u>	—	—	副体育館	全点灯	1,600 円	800 円	530 円
副体育館	全点灯	1,600 円	800 円	530 円		半点灯	800 円	400 円	260 円
	半点灯	800 円	400 円	260 円					

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

区分	1時間当たりの額
正体育館	<u>3,300 円</u>
副体育館	<u>1,320 円</u>
会議室	490 円

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

区分	1時間当たりの額		
	競技場の使用面積がその床面積の2分の1を超える場合	競技場の使用面積がその床面積の3分の1を超え2分の1以下である場合	競技場の使用面積がその床面積の3分の1以下である場合
正体育館	9,900 円	4,950 円	3,300 円
副体育館	3,960 円	1,980 円	1,320 円
会議室	490 円		